

救急医療対策事業実施要綱

医発第 692 号 昭和 52 年 7 月 6 日	一部改正健政発第 356 号 平成 9 年 4 月 1 日
一部改正医発第 494 号 昭和 53 年 5 月 9 日	一部改正健政発第 725 号 平成 10 年 6 月 11 日
一部改正医発第 460 号 昭和 54 年 4 月 27 日	一部改正健政発第 1296 号 平成 10 年 12 月 11 日
一部改正医発第 583 号 昭和 55 年 6 月 7 日	一部改正健政発第 1115 号 平成 11 年 10 月 7 日
一部改正医発第 1079 号 昭和 56 年 10 月 23 日	一部改正健政発第 42 号 平成 12 年 1 月 24 日
一部改正医発第 749 号 昭和 57 年 8 月 3 日	一部改正健政発第 455 号 平成 12 年 4 月 3 日
一部改正医発第 995 号 昭和 58 年 10 月 7 日	一部改正医政発第 892 号 平成 13 年 9 月 6 日
一部改正医発第 1195 号 昭和 58 年 12 月 8 日	一部改正医政発第 0405003 号 平成 14 年 4 月 5 日
一部改正健政発第 663 号 昭和 61 年 10 月 17 日	一部改正医政発第 0527008 号 平成 15 年 5 月 27 日
一部改正健政発第 276 号 昭和 62 年 5 月 21 日	一部改正医政発第 0423004 号 平成 16 年 4 月 23 日
一部改正健政発第 347 号 昭和 63 年 6 月 20 日	一部改正医政発第 0330012 号 平成 17 年 3 月 30 日
一部改正健政発第 248 号 平成 3 年 4 月 15 日	一部改正医政発第 0203003 号 平成 18 年 2 月 3 日
一部改正健政発第 310 号 平成 4 年 5 月 7 日	一部改正医政発第 0727005 号 平成 18 年 7 月 27 日
一部改正健政発第 278 号 平成 5 年 4 月 26 日	一部改正医政発第 0206002 号 平成 19 年 2 月 6 日
一部改正健政発第 617 号 平成 7 年 8 月 1 日	一部改正医政発第 0403001 号 平成 19 年 4 月 3 日
一部改正健政発第 437 号 平成 8 年 5 月 10 日	一部改正医政発第 0502004 号 平成 20 年 5 月 2 日

一部改正医政発第 1016005 号
平成 20 年 10 月 16 日

一部改正医政発第 0127006 号
平成 21 年 1 月 27 日

一部改正医政発第 0330013 号
平成 21 年 3 月 30 日

一部改正医政発 0324 第 18 号
平成 22 年 3 月 24 日

一部改正医政発 0329 第 26 号
平成 23 年 3 月 29 日

一部改正医政発 0326 第 10 号
平成 24 年 3 月 26 日

一部改正医政発 0320 第 8 号
平成 26 年 3 月 20 日

一部改正医政発 0409 第 19 号
平成 27 年 4 月 9 日

一部改正医政発 0327 第 38 号
平成 29 年 3 月 27 日

一部改正医政発 0329 第 28 号
平成 30 年 3 月 29 日

一部改正医政発 0418 第 16 号
平成 31 年 4 月 18 日

厚生労働省医政局

第 1 初期救急医療体制

1. 目的

- (1) 休日夜間急患センター事業は、休日及び夜間の診療を行う急患センターを整備し地域住民の急病患者の医療を確保することを目的とする。
- (2) 小児初期救急センター事業は、小児の急病患者を受け入れるため、小児救急医療支援事業等の二次救急病院と連携し、小児患者の休日夜間の診療体制を確保することを目的とする。

2. 補助対象

- (1) 地方公共団体の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する休日夜間急患センターの施設整備、設備整備を交付の対象とする。
- (2) 地方公共団体が実施する小児初期救急センターの運営又は、地方公共団体の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターの運営、施設整備又は設備整備を交付の対象とする。

3. 整備基準

- (1) 休日の診療とは、次のアからエに掲げる日の午前 8 時から午後 6 時までの間に診療を行うことをいい、夜間の診療とは午後 6 時から翌日午前 8 時までの間に診療を行うことをいう。
 - ア 日曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）に定める祝日及び休日
 - ウ 年末年始の日（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
 - エ 週休二日制に伴う土曜日又はその振替日
- (2) 施設及び設備
 - ア 休日夜間急患センター
休日夜間急患センターとして必要な診療部門等及び医療機器等を備えるものとする。
 - イ 小児初期救急センター
小児初期救急センターとして必要な診療部門等及び医療機器等を備えるものとする。
- (3) 地域住民に対して救急医療に関する情報提供を行う。

第 2 入院を要する（第二次）救急医療体制

1. 目的

- (1) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院（以下病院群輪番制病院等運営事業という。）は、地方公共団体が地域の実情に応じて病院群輪番制方式、共同利用型病院方式等による入院を要する（第二次）救急医療機関を整備し、休日夜間急患センター、小児初期救急センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休

日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保することを目的とする。

(2) 小児救急医療拠点病院は、都道府県が地域の実情に応じて小児救急医療拠点病院を整備し、休日夜間急患センター、小児初期救急センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設及び小児救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療を確保することを目的とする。

(3) ヘリコプター等添乗医師等確保事業は、離島、山村において、発生した重症救急患者をヘリコプター等により搬送する際、地方公共団体の要請により、機内において早期に必要な救急処置を行うため、添乗する医師を確保することを目的とする。

2. 補助対象

(1) 病院群輪番制病院等運営事業

ア 地域設定

地域設定は、原則として二次医療圏単位とする。ただし、二次医療圏単位によりがたい地域については都道府県知事が設定する地域で厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

イ 病院

地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、医師等の医療従事者の確保及び救急専用病床の確保等、入院を要する（第二次）救急医療機関としての診療機能を有する病院とする。

ウ 交付

病院群輪番制病院の施設整備、設備整備及び共同利用型病院の運営費、施設整備並びに設備整備を交付の対象とする。

(2) 小児救急医療拠点病院

ア 地域設定

地域設定は、原則として複数の二次医療圏単位とする。ただし、複数の二次医療圏単位によりがたい地域については都道府県知事が設定する地域で厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

イ 病院

都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、小児科医師、看護師等の医療従事者の確保及び小児の救急専用病床の確保等、入院を要する（第二次）救急医療機関として診療機能を有する病院とする。

(3) ヘリコプター等添乗医師等確保事業

救急患者の搬送にヘリコプター等を使用し、これに医師等を添乗させる事業を行っている地方公共団体とする。

3. 運営方針

(1) 病院群輪番制病院等運営事業

ア 病院群輪番制病院及び共同利用型病院運営事業